



投資信託説明書(交付目論見書)

使用開始日 2019.06.24

ニッセイ／シユローダー・グローバルCBファンド (資産成長型・為替ヘッジあり) / (資産成長型・為替ヘッジなし) 愛称:攻防兼備

追加型投信／内外／その他資産(転換社債)



本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、下記の委託会社のホームページで閲覧またはダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されています。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

委託会社 [ファンドの運用の指図を行います]

ニッセイアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号 関東財務局長(金商)第369号

受託会社 [ファンドの財産の保管および管理を行います]

三菱UFJ信託銀行株式会社

お問合せ ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター **0120-762-506**

(午前9時～午後5時 土、日、祝祭日は除きます)

ホームページ <https://www.nam.co.jp/>



本書においては、各ファンドの名称について下記の正式名称または略称のいずれかで記載します。
ニッセイ／シユローダー・グローバルCBファンド(資産成長型・為替ヘッジあり)…為替ヘッジあり
ニッセイ／シユローダー・グローバルCBファンド(資産成長型・為替ヘッジなし)…為替ヘッジなし

●委託会社の情報 (2019年3月末現在)

委託会社名	ニッセイアセットマネジメント株式会社	資本金	100億円
設立年月日	1995年4月4日	運用する 投資信託財産の 合計純資産総額	8兆2,297億円

●商品分類等

ファンド名	商品分類			属性区分				
	単位型 ・ 追加型	投資 対象 地域	投資対象 資産 (収益の源泉)	投資対象 資産	決算 頻度	投資対象 地域	投資 形態	為替 ヘッジ
為替ヘッジ あり	追加型	内外	その他資産 (転換社債)	その他資産 (投資信託証券 (その他資産 (転換社債)))	年1回	グローバル (日本含む)	ファンド・ オブ・ ファンズ	あり (フルヘッジ)
為替ヘッジ なし								なし

・属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、為替変動リスクに対する対応でのヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会ホームページ
<https://www.toushin.or.jp/>にてご確認いただけます。

- 本書により行う「ニッセイ／シユローダー・グローバルCBファンド(資産成長型・為替ヘッジあり)／(資産成長型・為替ヘッジなし)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2019年6月7日に関東財務局長に提出しており、2019年6月23日にその届出の効力が生じております。
- ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて組成された金融商品であり、同法では商品内容の重大な変更に際しては、事前に受益者(既にファンドをお持ちの投資者)の意向を確認する手続きが規定されています。また、ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産との分別管理等が義務付けられています。
- 商品内容・販売会社に関するお問合せは、委託会社のコールセンターで承っております。
- 基準価額(便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されます)については、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊(ファンド掲載名 為替ヘッジあり:攻防兼備成有／ 為替ヘッジなし:攻防兼備成無)および委託会社のコールセンター・ホームページにてご確認いただけます。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、投資者のご請求により販売会社から交付されます。ご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

1. ファンドの目的・特色

ファンドの目的

投資対象とする「シュローダー・グローバルCBファンド(少人数私募)為替ヘッジあり／為替ヘッジなし」を通じ、日本を含む世界のCB(転換社債)を実質的な主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。

ファンドの特色

①日本を含む世界のCB(転換社債)に投資します。

CB(Convertible Bond:転換社債)とは

一定の条件で株式に転換できる権利(転換権)のついた債券です。一般に、株式と債券の両方の性質をあわせもっています。

②CBの運用で定評のあるシュローダーの運用力を活用し、 投資銘柄を選定します。

- ファンドは、「シュローダー・グローバルCBファンド(少人数私募)為替ヘッジあり／為替ヘッジなし」および「ニッセイマネーマーケットマザーファンド」を投資対象とするファンド・オブ・ファンズ^{*}方式により運用を行います。
※ファンド・オブ・ファンズとは、投資対象を投資信託証券とするファンドです。
- 「シュローダー・グローバルCBファンド(少人数私募)為替ヘッジあり／為替ヘッジなし」の組入比率は、原則として高位を保ちます。

【ご参考】シュローダーについて

- ・シュローダーは、1804年の創業以来、200年を超える歴史と実績を誇る、英国屈指の独立系資産運用グループです。英国ロンドンを本拠地とし、幅広い資産運用サービスをグローバルに展開しています。
- ・一貫した投資プロセスと中長期的視点に立った投資判断により、安定的かつ長期的に高い運用成果を上げることをめざしています。

ポートフォリオ構築プロセスイメージ

トップダウン

CB市場の変動要因となりうる株式・クレジット・金利市場の分析

ポートフォリオ構築

個別銘柄のクレジット、株価動向、CB価格の割安・割高度等の分析

ボトムアップ

・上記ポートフォリオ構築プロセスは、今後変更となる場合があります。

③「為替ヘッジあり」と「為替ヘッジなし」の2つのファンドから選択いただけます。

- 「為替ヘッジあり」は、実質的な組入外貨建資産について、原則として対円での為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図ります。
 - 「為替ヘッジなし」は、実質的な組入外貨建資産について、原則として対円での為替ヘッジを行わないため、為替変動の影響を直接的に受けます。
- ・為替ヘッジとは、為替変動による資産価値の変動を回避する取引のことをいいます。

④年1回決算を行います。信託財産の十分な成長に資することに配慮し、分配を抑制する方針です。

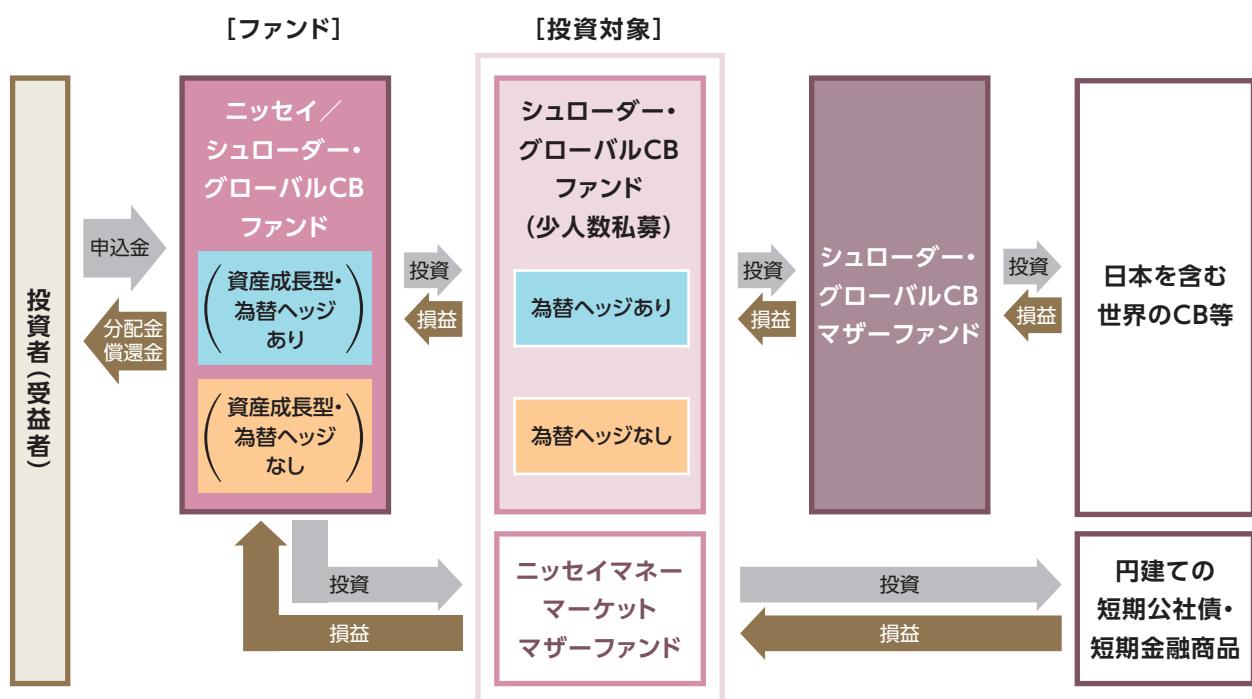
- 毎年6月20日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行います。

! 将来の分配金の支払いおよびその金額について、保証するものではありません。

●ファンドの仕組み

- ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ^{*}方式により運用を行います。

*ファンド・オブ・ファンズとは、投資対象を投資信託証券とするファンドです。



- ・ニッセイ／シュローダー・グローバルCBファンドの「為替ヘッジあり」と「為替ヘッジなし」との間でスイッチングが可能です。
- ・販売会社によっては、どちらか一方のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングの取扱いを行わない場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

1. ファンドの目的・特色

●投資対象とする投資信託証券の概要

以下のそれぞれの投資信託証券を「指定投資信託証券」ということがあります。

シュローダー・グローバルCBファンド(少人数私募)為替ヘッジあり

シュローダー・グローバルCBファンド(少人数私募)為替ヘッジなし

投 資 対 象	シュローダー・グローバルCBマザーファンド*(以下「マザーファンド」といいます)を主要投資対象とします。 ※当該マザーファンドの委託会社(運用会社)であるシュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社は、運用指図に関する権限(CB(転換社債)のほか残存期間の短い他の債券および短期金融商品を含みます)をシュローダー・インベストメント・マネージメント(スイス)AGに委託します。
運 用 方 針	<p>〈各ファンド共通〉</p> <ul style="list-style-type: none">マザーファンドへの投資を通じ、日本を含む世界のCB(転換社債)を実質的な主要投資対象とし、信託財産の成長をめざして運用を行います。マザーファンドにおいては、発行体の信用リスク、価格水準、残存期間等の観点から相対的に魅力度が高いと判断するCB(転換社債)に投資します。また、投資対象銘柄の選定にあたっては、投資対象地域の分散を図りながら、信託財産の成長およびポートフォリオへの適合性を勘案します。 <p>〈シュローダー・グローバルCBファンド(少人数私募)為替ヘッジあり〉</p> <p>組入外貨建資産については、為替変動リスクの低減を図るため、原則として対円での為替ヘッジを行います。また、通貨によっては、主として米ドルを用いた代替ヘッジを行うことがあります。</p> <p>〈シュローダー・グローバルCBファンド(少人数私募)為替ヘッジなし〉</p> <p>組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。</p> <p>資金動向、市況動向、信託財産の規模等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p>
主 な 投 資 制 限	<ul style="list-style-type: none">株式への実質投資割合は、純資産総額の10%以下とします。投資信託証券(マザーファンドおよび上場投資信託証券等を除きます)への実質投資割合は、純資産総額の5%以下とします。外貨建資産への実質投資割合には、原則として制限を設けません。
決 算 日	原則として、5月10日
信 託 報 酬	純資産総額に対し、年率0.5238%*(税抜0.485%) (上記「投資対象」に記載の運用指図権限の委託先に対する報酬は、当該信託報酬に含まれます) ※消費税率が10%になった場合は、年率0.5335%となります。
そ の 他 の 費 用	<ul style="list-style-type: none">組入有価証券の売買委託手数料／信託事務の諸費用／信託財産に関する租税／借入金の利息／監査費用 等 ・これらの費用はファンドからご負担いただきますが、運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を記載することはできません。法定書類の作成等諸費用として、純資産総額に年率0.054%*(税抜0.05%)以内の率をかけた額をファンドからご負担いただきます。 ※消費税率が10%になった場合は、年率0.055%となります。
購 入 時 手 数 料	ありません。
信 託 財 産 留 保 額	ありません。
繰 上 償 還	各ファンドにおいて、受益権の口数が30億口を下回った場合等には、ファンドを繰上償還することがあります。
委 託 会 社	シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社
受 託 会 社	三菱UFJ信託銀行株式会社

ニッセイマネーマーケットマザーファンド

投 資 対 象	円建ての短期公社債および短期金融商品を主要投資対象とします。
運 用 方 針	円建ての短期公社債および短期金融商品に投資し、安定した収益と流動性の確保をめざします。
主 な 投 資 制 限	<ul style="list-style-type: none"> ●株式への投資は転換社債の転換等による取得に限るものとし、その投資割合は純資産総額の10%以下とします。 ●外貨建資産への投資は行いません。
信 託 報 酬	ありません。
そ の 他 の 費 用	組入有価証券の売買委託手数料／信託事務の諸費用 等 なお、これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を記載することはできません。
購 入 時 手 数 料	ありません。
信 託 財 産 留 保 額	ありません。
決 算 日	原則として、4・10月の各15日
委 託 会 社	ニッセイアセットマネジメント株式会社
受 託 会 社	三菱UFJ信託銀行株式会社

● 主な投資制限

投 資 信 託 証 券	投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
外 貨 建 資 産	外貨建資産への直接投資は行いません。
デ リ バ テ ィ ブ	デリバティブの直接利用は行いません。
株 式	株式への直接投資は行いません。

! 上記は、「為替ヘッジあり／為替ヘッジなし」における投資制限です。各ファンドは、投資対象とする指定投資信託証券を通じ、実質的に外貨建資産への投資等を行います。

● 収益分配方針

- 分配対象額は、経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます)等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して決定します。
・信託財産の十分な成長に資することに配慮し、分配を抑制する方針です。

! 将来の分配金の支払いおよびその金額について、保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては、前述のような運用ができない場合があります。

2. 投資リスク

基準価額の変動要因

- ファンド(指定投資信託証券を含みます)は、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本を割込むことがあります。
- ファンドは、預貯金とは異なり、投資元本および利回りの保証はありません。運用成果(損益)はすべて投資者の皆様のものとなりますので、ファンドのリスクを十分にご認識ください。

● 主な変動要因

CB(転換社債)投資リスク	株価変動リスク	<p>CBの価格は、転換の対象となる株式等の価格変動の影響を受け変動します。転換の対象となる株式は、国内および国際的な景気、経済、社会情勢の変化等の影響を受け、また業績悪化(倒産に至る場合も含む)等により、価格が下落することがあります。一般に当該株式の価格の下落あるいは株式市場の全体的な価格の下落は、CBの価格の下落要因となることがあります。</p> <p>なお、CBの価格は、株式に転換する条件である転換価格を基準として、株式の価格が転換価格より高いほど株式の価格変動の影響を受けやすくなる傾向にあります。一方、株式の価格が転換価格より低いほど市場金利変動の影響を受けやすくなる傾向にあります。</p> <p>CBの発行条件によっては、発行体の裁量により額面相当額の株式で償還される場合があります。額面相当額の株式での償還が発表された場合、CBの価格が下落することがあります。また、株式で償還された場合には、ファンドが当該株式を売却するまでの期間、株式の価格変動の影響を受けることになります。</p>
	金利変動リスク	<p>市場金利は、景気や経済の状況等の影響を受け変動し、それにともないCBの価格も変動します。一般に市場金利が上昇した場合には、CBの価格が下落します。</p>
	信用リスク	<p>CBの発行体が財政難・経営不振、資金繰り悪化等に陥り、CBの利息(クーポンが0%のCBもあります)や償還金をあらかじめ定められた条件で支払うことができなくなる場合(債務不履行)、またはそれが予想される場合、CBの価格が下落することがあります。</p>
為替変動リスク		<p>＜為替ヘッジあり＞</p> <p>組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替ヘッジを完全に行うことができるとは限らないため、組入外貨の為替変動の影響を受ける場合があります。なお、円の金利が為替ヘッジを行う当該組入外貨の金利より低い場合などには、ヘッジコストが発生することがあります。</p> <p>また、組入外貨によっては、主として米ドルを用いた代替ヘッジを行い、円に対する組入外貨の為替変動リスクの低減を図ることがあります。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、代替ヘッジとして用いる通貨に対する組入外貨の為替変動の影響を受け、一般に組入外貨が代替ヘッジとして用いる通貨に対して下落した場合には、ファンドの資産価値が減少する要因となります。なお、円の金利が代替ヘッジとして用いる通貨の金利より低い場合などには、ヘッジコストが発生することがあります。</p> <p>＜為替ヘッジなし＞</p> <p>組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行わないため、為替変動の影響を直接的に受けます。一般に円高局面ではファンドの資産価値が減少します。</p>

カントリー リスク	外国の資産に投資するため、各国の政治・経済情勢、外貨為替規制、資本規制等による影響を受け、ファンドの資産価値が減少する可能性があります。特に、新興国の経済状況は先進国経済と比較して一般的に脆弱である可能性があり、ファンドの資産価値が大きく減少したり、運用方針にそった運用が困難になる可能性があります。
流動性 リスク	市場規模が小さいまたは取引量が少ない場合、市場実勢から予期される時期または価格で取引が行えず、損失を被る可能性があります。 一般にCBの市場は、上場株式市場や国債市場と比較して、市場規模が小さく、取引量も少ないとから、流動性リスクが高い傾向にあります。

・基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- ファンドの投資対象に含まれる格付の低いCB(格付BB格相当以下のCB)は、より高い格付を有するCBに比べ、発行体の財務状況や景気動向等により、CBの価格が大きく変動する可能性、また信用リスクの顕在化にともない債務不履行となる可能性が高い傾向にあります。
- 分配金に関しては、以下の事項にご留意ください。
 - ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの信託財産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
 - ・分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
 - ・受益者のファンドの購入価額によっては、支払われる分配金の一部または全部が実質的に元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- 委託会社は2019年3月末現在、ファンドの投資対象であるニッセイマネーマーケットマザーファンドを他のファンドを通じて実質的に99.1%保有しています。当該保有分は委託会社により換金されることがあります。
- ファンドのお取引に関しては、クーリング・オフ(金融商品取引法第37条の6の規定)の適用はありません。

リスクの管理体制

運用リスク管理担当部門が運用状況をモニタリングし、リスク、パフォーマンスの分析・評価、および投資制限等遵守状況・売買執行状況の事後チェックを行います。運用リスク管理担当部門は、そのモニタリング結果を運用担当部門に連絡するとともに社内で定期的に開催される会議で報告します。運用担当部門はその連絡・報告を受けて、必要に応じてポートフォリオの改善を行う等の投資リスクを適正に管理する体制をとっています。

2.投資リスク

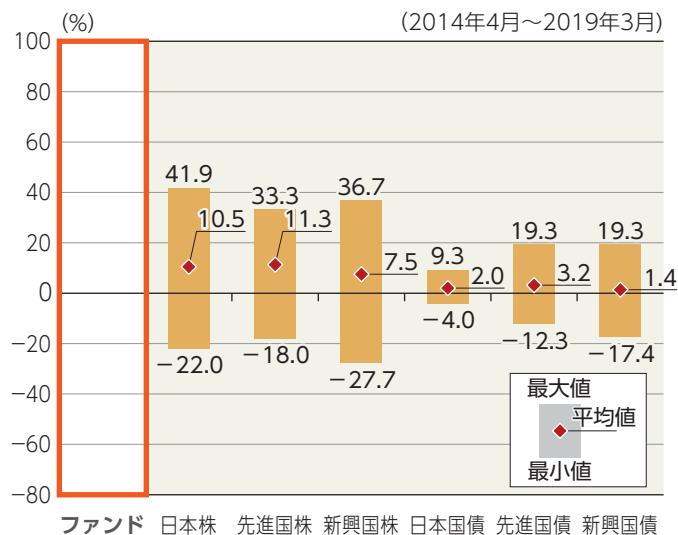
(参考情報) 投資リスクに関する参考情報として、ファンドのリスクの定量的な把握・比較を目的に下記のグラフを作成しています。

- ニッセイ／シュローダー・グローバルCBファンド(資産成長型・為替ヘッジあり)
- ニッセイ／シュローダー・グローバルCBファンド(資産成長型・為替ヘッジなし)

①ファンドの年間騰落率および
税引前分配金再投資基準価額の推移

②ファンドと代表的な資産クラスとの
騰落率の比較

該当事項はありません。



グラフ②は、ファンドおよび代表的な資産クラスにおいて、過去5年の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。ただし、ファンドについては2019年6月28日から運用を開始する予定のため、記載すべき事項はありません。

<代表的な資産クラスにおける各資産クラスの指標>

- 日本株 … TOPIX(東証株価指数)(配当込み)
- 先進国株 … MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)
- 新興国株 … MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本債券 … NOMURA-BPI 国債
- 先進国債券 … FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- 新興国債券 … JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)
- すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- 海外の指標は、「為替ヘッジなし(対円)」の指標を採用しています。

■ 前記グラフは過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆、保証するものではありません。

- TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」といいます)の知的財産であり、指標の算出、指標値の公表、利用など同指標に関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIX(東証株価指数)の商標または標章に関するすべての権利は東証が有しています。
- MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が公表している指標です。同指標に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が公表している指標です。同指標に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI 国債とは、野村證券株式会社が公表している指標で、その知的財産は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、当ファンドの運用成果等に関し、一切責任を負いません。
- FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指標はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指標に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドは、JPモルガン社が算出する債券インデックスであり、その著作権および知的所有権は同社に帰属します。

3. 運用実績

● 基準価額・純資産の推移

ファンドは、2019年6月28日から運用を開始する予定のため、該当事項はありません。

● 分配の推移

ファンドは、2019年6月28日から運用を開始する予定のため、該当事項はありません。

● 主要な資産の状況

ファンドは、2019年6月28日から運用を開始する予定のため、該当事項はありません。

● 年間收益率の推移

ファンドは、2019年6月28日から運用を開始する予定のため、該当事項はありません。
なお、ファンドにはベンチマークはありません。

■ ファンドの運用実績については、委託会社のホームページで開示される予定です。

4.手続・手数料等

お申込みメモ

購入時	購入単位	販売会社が定める単位とします。
	購入価額	①当初申込期間:1口当たり1円とします。 ②継続申込期間:購入申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。 ●収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。
	購入代金	販売会社が定める日までに、販売会社にお支払いください。
換金時	換金単位	販売会社が定める単位とします。
	換金価額	換金申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。
	換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として7営業日目からお支払いします。
申込について	申込締切時間	原則として毎営業日の午後3時までに販売会社の手続きが完了したものを持当日受付分とします。
	申込不可日	申込日または申込日の翌営業日が、次のいずれかの休業日と同日の場合は、購入・換金・スイッチングの申込みの受け付けを行いません。 ・ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドン証券取引所、ロンドンの銀行、シンガポール証券取引所、シンガポールの銀行、チューリッヒの銀行
	購入の申込期間	①当初申込期間:2019年6月24日(月)～2019年6月27日(木) ②継続申込期間:2019年6月28日(金)～2020年9月18日(金) ●期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
	換金制限	ありません。
	購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所の取引の停止(個別銘柄の売買停止等を含みます)、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情(投資対象国・地域における非常事態の発生による市場の閉鎖、流動性の著しい低下あるいは資金の受渡しに関する障害等)があるときには、購入・換金・スイッチングの申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた購入・換金・スイッチングの申込みの受け付けを取消すことがあります。
決算・分配	決算日	6月20日(該当日が休業日の場合は翌営業日)
	収益分配	年1回の毎決算日に、収益分配方針に基づき収益分配を行います。 分配金受取コース:税金を差引いた後、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。 分配金再投資コース:税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。 ●販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。

お申込みメモ

その他	信託期間	2029年5月10日まで（設定日：2019年6月28日）
	繰上償還	<ul style="list-style-type: none"> ・各ファンドが投資対象とする「シユローダー・グローバルCBファンド（少人数私募）為替ヘッジあり」、「シユローダー・グローバルCBファンド（少人数私募）為替ヘッジなし」が存続しないこととなる場合には、それぞれのファンドを繰上償還します。 ・各ファンドにおいて、受益権の口数が30億口を下回っている場合等には、委託会社はあらかじめ受益者に書面により通知する等の手続きを経て、ファンドを繰上償還させることができます。
	信託金の限度額	各ファンドにつき、1,000億円とします。
	公 告	電子公告により行い、委託会社のホームページ（ https://www.nam.co.jp/ ）に掲載します。
	運用報告書	委託会社は決算後および償還後に交付運用報告書を作成し、販売会社から受益者へお届けします。
	課税関係	<p>課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。</p>
	スイッチング	<p>「為替ヘッジあり」と「為替ヘッジなし」との間でスイッチングが可能です。スイッチングの際には、換金時と同様に税金および販売会社が定める購入時手数料・税金がかかります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●販売会社によっては、どちらか一方のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングの取扱いを行わない場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

ファンドの費用・税金

●ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時	購入時手数料	<p>購入申込受付日の翌々営業日の基準価額 (当初申込期間:1口当たり1円)に2.16%*(税抜 2.0%)を上限として販売会社が独自に定める 率をかけた額とします。 ※消費税率が10%になった場合は、 2.2%となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●料率は変更となる場合があります。 詳しくは販売会社にお問合せください。 	<p>▶ 購入時手数料:購入時の商品・ 投資環境の説明および情報提 供、ならびに購入にかかる事務 手続き等の対価として、販売会 社にお支払いいただく手数料</p>
換金時	信託財産留保額	ありません。	

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

毎日	運用管理費用 (信託報酬)	<p>ファンドの純資産総額に年率1.0962%*(税 抜1.015%)をかけた額とし、ファンドからご負 担いただきます。 ※消費税率が10%になった場合は、 年率1.1165%となります。</p>		<p>▶ 運用管理費用(信託報酬) =保有期間中の日々の純資産総額 ×信託報酬率(年率)</p>												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>支払先</th> <th>年率</th> <th>役務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">信託報酬率 (年率・税抜) の配分</td> <td>委託会社</td> <td>0.290%</td> <td>ファンドの運用、法定書類等の 作成、基準価額の算出等の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>0.700%</td> <td>購入後の情報提供、運用報告書 等各種書類の送付、口座内での ファンドの管理および事務手続き等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>0.025%</td> <td>ファンドの財産の保管・管理、 委託会社からの指図の実行等 の対価</td> </tr> </tbody> </table>		支払先	年率	役務の内容	信託報酬率 (年率・税抜) の配分	委託会社	0.290%	ファンドの運用、法定書類等の 作成、基準価額の算出等の対価	販売会社	0.700%	購入後の情報提供、運用報告書 等各種書類の送付、口座内での ファンドの管理および事務手続き等の対価	受託会社	0.025%	ファンドの財産の保管・管理、 委託会社からの指図の実行等 の対価
	支払先	年率	役務の内容													
信託報酬率 (年率・税抜) の配分	委託会社	0.290%	ファンドの運用、法定書類等の 作成、基準価額の算出等の対価													
	販売会社	0.700%	購入後の情報提供、運用報告書 等各種書類の送付、口座内での ファンドの管理および事務手続き等の対価													
	受託会社	0.025%	ファンドの財産の保管・管理、 委託会社からの指図の実行等 の対価													
<p>投資対象 とする 指定投資 信託証券</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・シユローダー・グローバルCB ファンド(少人数私募)為替ヘッジあり ・シユローダー・グローバルCB ファンド(少人数私募)為替ヘッジなし →年率0.5238%* (税抜0.485%) ※消費税率が10%になった 場合は、年率0.5335%と なります。 		<p>▶ 投資対象とする指定投資信託証 券の運用・管理等にかかる信託 報酬率</p>												
<p>・ニッセイマネーマーケット マザーファンド →ありません。</p>																

!当該費用の合計額、その上限額および計算方法は、運用状況および受益者の保有期間等により異なるため、事前に記載することは
できません。

●ファンドの費用

投資者が信託財産で間接的に負担する費用			
毎 日	運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの純資産総額に年率 1.62% (税抜1.5%)程度 *をかけた額となります。 ※消費税率が10%になった場合は、 年率1.65% (税抜1.5%)程度 となります。	▶ファンドが投資対象とする指定投資信託証券を含め、投資者が実質的に負担する運用管理費用(信託報酬)
	監査費用	ファンドの純資産総額に年率0.0108%*(税抜0.01%)をかけた額を上限とし、ファンドからご負担いただきます。 ※消費税率が10%になった場合は、年率0.011%となります。	▶監査費用:公募投資信託は、外部の監査法人等によるファンドの会計監査が義務付けられているため、当該監査にかかる監査法人等に支払う費用
随 時	その他の費用・手数料	組入有価証券の売買委託手数料、信託事務の諸費用および借入金の利息等はファンドからご負担いただきます。これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を記載することはできません。	▶売買委託手数料:有価証券等の売買・取引の際に仲介人に支払う手数料 ▶信託事務の諸費用:信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用 ▶借入金の利息:受託会社等から一時的に資金を借入れた場合(立替金も含む)に発生する利息

! 当該費用の合計額、その上限額および計算方法は、運用状況および受益者の保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません。

●税金 税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

分配時		換金(解約)時および償還時	
所得税 および 地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%	所得税 および 地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

- ・少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問合せください。
- ・法人の場合は上記とは異なります。
- ・上記は2019年3月末現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- ・税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



 ふくろう教授の投資信託説明書(交付目論見書)
かんたんガイド
https://www.nam.co.jp/news/ipdf/mokuromi_guide.pdf



ユニバーサルデザイン(UD)の考えに基づいた見やすいデザインの文字を採用しています。